

新	旧	備考
海外事業資金貸付保険運用規程 平成13年4月1日 01 - 制度 - 00039 沿革 (略) <u>平成26年9月24日 一部改正</u>	海外事業資金貸付保険運用規程 平成13年4月1日 01-制度-00039 沿革 (略)	
(定義) 第1条 本規程及び証券において使用される用語の定義は、貿易保険法（昭和25年法律第67号。以下「法」という。）及び海外事業資金貸付（貸付金債権等）保険約款（<u>平成13年4月1日 01 - 制度 - 00007</u>。以下「約款（貸付金債権等）」という。）又は海外事業資金貸付（保証債務）保険約款（<u>平成13年4月1日 01 - 制度 - 00008</u>。以下「約款（保証債務）」という。）によるもののほか、特に定義されている場合を除き以下の通りとする。 一 「非常事由」とは、約款（貸付金債権等）第3条第1号から第9号まで、又は約款（保証債務）第3条第1号に掲げる事由とする。 二 「信用事由」とは、約款（貸付金債権等）第3条第10号若しくは第11号、又は約款（保証債務）第3条第2号若しくは第3号に掲げる事由とする。 三 「非常危険」とは、非常事由による約款（貸付金債権等）第3条、又は約款（保証債務）第3条に定めるてん補危険をいう。（証券においては「非常」と表記する。） 四 「信用危険」とは、信用事由による約款（貸付金債権等）第3条、又は約款（保証債務）第3条に定めるてん補危険をいう。（証券においては「信用」と表記する。） 五 「貸付契約等」とは、海外事業資金貸付の相手方又は保証債務に係る主たる債務者が締結する貸付契約等又は債券の発行条件を規定する契約等をいう。 六 「金利変動契約」とは、金利に係る利率が変動する貸付契約等をいう。 七 「金利固定契約」とは、金利に係る利率が契約の締結時において定められている貸付契約等をいう。	(定義) 第1条 本規程及び証券において使用される用語の定義は、貿易保険法（昭和25年法律第67号。以下「法」という。）及び海外事業資金貸付（貸付金債権等）保険約款（以下「約款（貸付金債権等）」という。）又は海外事業資金貸付（保証債務）保険約款（以下「約款（保証債務）」という。）によるもののほか、特に定義されている場合を除き以下の通りとする。 一 「非常事由」とは、約款（貸付金債権等）第3条第1号から第9号まで、又は約款（保証債務）第3条第1号に掲げる事由とする。 二 「信用事由」とは、約款（貸付金債権等）第3条第10号若しくは第11号、又は約款（保証債務）第3条第2号若しくは第3号に掲げる事由とする。 三 「非常危険」とは、非常事由による約款（貸付金債権等）第3条、又は約款（保証債務）第3条に定めるてん補危険をいう。（証券においては「非常」と表記する。） 四 「信用危険」とは、信用事由による約款（貸付金債権等）第3条、又は約款（保証債務）第3条に定めるてん補危険をいう。（証券においては「信用」と表記する。） 五 「貸付契約等」とは、海外事業資金貸付の相手方又は保証債務に係る主たる債務者が締結する<u>海外事業資金貸付に係る</u>貸付契約又は債券の発行条件を規定する契約等をいう。 六 「金利変動契約」とは、金利に係る利率が変動する貸付契約等をいう。 七 「金利固定契約」とは、金利に係る利率が契約の締結時において定められている貸付契約等をいう。	
第2条 ～ 第4条 (略)	第2条 ～ 第4条 (略)	

新	旧	備考
(引受基準) 第5条 海外事業資金貸付保険の引受対象となる海外事業資金貸付又は保証債務の負担（以下「資金貸付」という。）は、少なくとも以下のすべてに該当するものに限るものとする。 一 資金貸付の内容が、我が国の対外取引の健全な発達に資すると認められること。 二 資金貸付が、次のいずれかに該当するものであること。 イ 新規に行われるものであること。 ロ 既存の海外事業資金貸付保険の保険期間満了に伴う新規保険契約の申込みに係るものであること。 ハ 海外事業資金貸付保険を付保した資金貸付であり、その形態が海外事業資金貸付金債権等から保証債務又は保証債務から海外事業資金貸付金債権等へ変更したものであること。 二 海外投資保険を付保した海外投資であったもので、海外投資（債権等）保険約款（平成5年8月1日 5 質保総第221号）第21条第3項又は海外投資（保証債務）保険約款（平成5年8月1日 5 質保総第221号）第20条第3項の規定により、海外事業資金貸付保険で引き受けることができる資金貸付であること。 三 資金貸付に係る償還国又は地域の政府の許可又は承認を必要とする場合にあつては、資金貸付を行う際に、当該許可又は承認を証する書面を取得していること。 四 資金貸付に係る償還国又は地域、保証人の所在する国又は地域及び事業地の国又は地域の経済情勢及び政治情勢について著しい問題がないと認められること。 五 保証債務の負担の場合にあつては、保証契約等により保証の付従性及び随伴性が確認できること並びに保証債務を負担する者が保証債務を履行したときは求償権を取得することが保証契約等において明確となっていること。 六 約款（貸付金債権等）第2条第2号ハに該当する海外事業資金貸付金債権等の取得の場合にあつては、日本貿易保険の認めた本邦の銀行による支払保証がある場合に限る。	(引受基準) 第5条 海外事業資金貸付保険の引受対象となる海外事業資金貸付（以下「資金貸付」という。）は、少なくとも以下のすべてに該当するものに限るものとする。 一 資金貸付の内容が、我が国の対外取引の健全な発達に資すると認められること。 二 資金貸付が、次のいずれかに該当するものであること。 イ 新規に行われるものであること。 ロ 既存の海外事業資金貸付保険の保険期間満了に伴う新規保険契約の申込みに係るものであること。 ハ 海外事業資金貸付保険を付保した資金貸付であり、その形態が貸付金債権等から保証債務又は保証債務から貸付金債権等へ変更したものであること。 二 海外投資保険を付保した海外投資であったもので、海外投資（債権等）保険約款（平成5年8月1日 5 質保総第221号）第21条第3項又は海外投資（保証債務）保険約款（平成5年8月1日 5 質保総第221号）第20条第3項の規定により、海外事業資金貸付保険で引き受けることができる資金貸付であること。 三 資金貸付について、貸付先の国又は地域の政府の許可又は承認を必要とする場合にあつては、資金貸付を行う際に、当該許可又は承認を証する書面を取得していること。 四 資金貸付の貸付先国等、保証人の属する国又は地域及び事業地の国又は地域の経済情勢及び政治情勢について著しい問題がないと認められること。 五 保証債務の負担の場合にあつては、保証契約等により保証の付従性及び随伴性が確認できること並びに保証債務を負担する者が保証債務を履行したときは求償権を取得することが保証契約等において明確となっていること。 六 「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律」の第16条、「中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律」の第12条、及び「中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律」の第15条に係る貿易保険法の特例に該当する場合は、日本貿易保険の認めた本邦の銀行による支払	

新	旧	備考
<u>七 約款（貸付金債権等）第2条第2号イ若しくはロに該当する海外事業資金貸付金債権等又は約款（保証債務）第2条第3号に該当する保証債務を外国法人若しくは外国人が取得又は負担する場合は、我が国の対外取引の健全な発達を図るために特に必要な事業に限るものとする。</u>	保証がある場合に限る。	
（資金貸付の期間） 第6条 資金貸付のうち、<u>約款（貸付金債権等）第2条第2号ハに該当する海外事業資金貸付金債権等の取得の場合にあっては、当該取得の日（当該取得が分割して行われるときは、第1回目の取得が行われた日）から最終償還期限までの期間が1年未満であるもの</u>に限り、海外事業資金貸付保険の保険契約を締結するものとする。	（資金貸付の期間） 第6条 資金貸付のうち、<u>次の各号の期間を有するものに限り、海外事業資金貸付保険の保険契約を締結するものとする。但し、約款（貸付金債権等）第2条第2号ハに該当する貸付金債権等の取得の場合にあってはこの限りでない。</u> 一 <u>貸付金債権等の取得の場合にあっては、当該取得の日（当該取得が分割して行われるときは、第1回目の取得が行われた日）から最終償還期限までの期間が1年以上であるもの</u> 二 <u>保証債務の負担の場合にあっては、保証債務に係る長期借入金又は公債、社債その他これらに準ずる債券の発行により調達される資金を主たる債務者が受領した日（当該受領が分割して行われるときは、第1回目の受領が行われた日。以下同じ。）から最終償還期限までの期間が1年以上であり、かつ、保証債務の負担の期間が1年以上であるもの</u>	
（表示通貨と異なる通貨による償還条件付契約） 第7条 貸付金等又は保証債務の対象となる<u>借入金</u>若しくは公債、社債その他これらに準ずる債券の元本及び利子（以下単に「貸付金等」という。）の償還が表示通貨（建値）と異なる通貨により行われる旨の規定を有するもの（表示通貨と異なる通貨への換算の方法が明確に定められているものに限る。）について、保険契約を締結する場合の扱いは、次の各号による。 一 保険契約の申込時に、償還期限における表示通貨と異なる通貨による償還金額が確定している貸付契約等は、償還通貨建ての契約として取り扱うものとする。 二 保険契約の申込時に、償還金額が確定していない貸付契約等は、表示通貨建ての契約として取り扱い、以下の特約を付するものとする。	（表示通貨と異なる通貨による償還条件付契約） 第7条 貸付金等又は保証債務の対象となる<u>長期借入金</u>若しくは公債、社債その他これらに準ずる債券の元本及び利子（以下単に「貸付金等」という。）の償還が表示通貨（建値）と異なる通貨により行われる旨の規定を有するもの（表示通貨と異なる通貨への換算の方法が明確に定められているものに限る。）について、保険契約を締結する場合の扱いは、次の各号による。 一 保険契約の申込時に、償還期限における表示通貨と異なる通貨による償還金額が確定している貸付契約等は、償還通貨建ての契約として取り扱うものとする。 二 保険契約の申込時に、償還金額が確定していない貸付契約等は、表示通貨建ての契約として取り扱い、以下の特約を付するものとする。	

新	旧	備考
「保険契約者又は被保険者は、償還通貨で表示された償還金額が確定した場合は、変更承認申請を行わなければならない。」 なお、当該申請が承認された場合の保険価額の増加額又は減少額に係わる保険責任は、当該変更の対象となった保険価額に係わる保険責任開始日と同一とする。	「保険契約者又は被保険者は、償還通貨で表示された償還金額が確定した場合は、変更承認申請を行わなければならない。」 なお、当該申請が承認された場合の保険価額の増加額又は減少額に係わる保険責任は、当該変更の対象となった保険価額に係わる保険責任開始日と同一とする。	
第8条 (略)	第8条 (略)	
(外貨建対応特約の対象要件) 第9条 <u>海外事業資金貸付(貸付金債権等)保険外貨建対応方式特約書(平成17年10月1日 05-制度-00049)又は海外事業資金貸付(保証債務)保険外貨建対応方式特約書(平成17年10月1日 05-制度-00050)</u>の対象となる外貨は、貿易保険の保険料率等に関する規程(平成16年7月2日 04-制度-00034。以下「保険料率等規程」という。)別表第6(2)に掲げる外貨とする。 2 前項の規定にかかわらず、前条各号のいずれかに該当する外国法人がアセアン諸国又は日本政府との間で経済連携協定を締結した国若しくは当該協定の締結に向けた取組を行っている国において発行する現地通貨建て債券に係る債務を保証する当該本邦法人又は本邦人以外の本邦法人又は本邦人が被保険者となる場合にあっては、外貨建対応方式の対象となる外貨は、当該債券を発行する国の通貨とする(ただし、保険料率等規程別表第6(2)に掲げる外貨に限る。)	(外貨建対応特約の対象要件) 第9条 <u>海外事業資金貸付保険(外貨建対応方式)特約書</u>の対象となる外貨は、貿易保険の保険料率等に関する規程(平成16年7月2日 04-制度-00034) (以下「保険料率等規程」という。)別表第6(2)に掲げる外貨とする。 2 前項の規定にかかわらず、前条各号のいずれかに該当する外国法人がアセアン諸国又は日本政府との間で経済連携協定を締結した国若しくは当該協定の締結に向けた取組を行っている国において発行する現地通貨建て債券に係る債務を保証する当該本邦法人又は本邦人以外の本邦法人又は本邦人が被保険者となる場合にあっては、外貨建対応方式の対象となる外貨は、当該債券を発行する国の通貨とする(但し、保険料率等規程別表第6(2)に掲げる外貨に限る。)	
第10条 ～ 第11条 (略)	第10条 ～ 第11条 (略)	
(保険料の納付方法) 第12条 保険契約者は、海外事業資金貸付保険の保険料を、原則として、保険契約の締結時に一括して納付するものとする。ただし、被保険者が約款(貸付金債権等)第20条第1項又は約款(保証債務)第19条第1項に規定する重大な内容変更等を行った場合であって保険契約者が保険料を納付すべき場合にあっては、次の各号に掲げる時に一括して納付するものとする。 一 日本貿易保険が約款(貸付金債権等)第20条第6項又は約款(保証債務)第19条第6項の承認をした場合にあっては、被保険者が同条第1項の通知を行った時 二 前号に掲げる場合以外にあっては、日本貿易保険が約款(貸付金債権等)第20条第2項又は約款(保証債務)第19条第2項ただし	(保険料の納付方法) 第12条 保険契約者は、海外事業資金貸付保険の保険料を、原則として、保険契約の締結時に一括して納付するものとする。ただし、被保険者が約款(貸付金債権等)第20条第1項又は約款(保証債務)第19条第1項に規定する重大な内容変更等を行った場合であって保険契約者が保険料を納付すべき場合にあっては、次の各号に掲げる時に一括して納付するものとする。 一 日本貿易保険が約款(貸付金債権等)第20条第6項又は約款(保証債務)第19条第6項の承認をした場合にあっては、被保険者が同条第1項の通知を行った時 二 前号に掲げる場合以外にあっては、日本貿易保険が約款(貸付金債権等)第20条第2項又は約款(保証債務)第19条第2項ただ	

新	旧	備考
書の規定による承認をした時 2 前項の規定にかかわらず、第8条に定める外国法人を資金貸付の相手方とする保険契約の締結時に納付すべき保険料であって、保険契約者が分割納付を希望する場合は、1年毎に均等に納付する方法により行うことができる。ただし、保険料の最終納付日は、最終の資金貸付を行う予定の日の前日までとする。 3 保険契約者が前項で定める方法により保険料を分割納付する旨申し出たときは、保険契約の締結に際し、次の特約を付すものとする。 「1. この保険契約の申込書に記載された保険料の各支払日（以下「各支払日」という。）が到来する前に海外事業資金貸付（貸付金債権等）保険約款（以下「約款」という。）第3条各号のいずれかに該当する事由が発生した場合は、保険契約者は、当該各支払日にかかわらず、別途、日本貿易保険が指定する日までに保険料の全額を納付しなければならない。 2. 各支払日が到来する前に約款第12条に規定する書面を提出することとなった場合であって日本貿易保険が請求したときは、保険契約者は、当該各支払日にかかわらず、当該請求において日本貿易保険が指定する日までに保険料の全額を納付しなければならない。 3. <u>保険契約者について、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算手続開始の各決定又は外国の法令に基づく制度上これに準ずる手続があった場合には、各支払日にかかわらず、日本貿易保険からの通知等を要せずに、保険契約者は、日本貿易保険に対する各支払日に係る保険料の支払債務について当然に期限の利益を失い、直ちに保険料の全額を支払うものとする。ただし、当該期限の利益の喪失後、日本貿易保険は、新たに支払期日を指定することができる。」</u> 4 <u>第1項の規定にかかわらず、保険契約締結時に納付すべき保険料であって、保険契約者が分割納付を希望し日本貿易保険がこれを認める場合（約款（貸付金債権等）第2条第2号ハに該当する海外事業資金貸付金債権等の取得の場合又は第2項に規定する場合を除く。）は、</u>当該保険料の額の100分の50を保険契約の締結時に、100分の50を保険契約者が指定した日（以下の各号のいずれにも該当する日に限	し書の規定による承認をした時 2 前項の規定にかかわらず、第8条に定める外国法人を資金貸付の相手方とする保険契約の締結時に納付すべき保険料であって、保険契約者が分割納付を希望する場合は、1年毎に均等に納付する方法により行うことができる。ただし、保険料の最終納付日は、最終の資金貸付を行う予定の日の前日までとする。 3 保険契約者が前項で定める方法により保険料を分割納付する旨申し出たときは、保険契約の締結に際し、次の特約を付すものとする。 「1. この保険契約の申込書に記載された保険料の各支払日（以下「各支払日」という。）が到来する前に海外事業資金貸付（貸付金債権等）保険約款（以下「約款」という。）第3条各号のいずれかに該当する事由が発生した場合は、保険契約者は、当該各支払日にかかわらず、別途、日本貿易保険が指定する日までに保険料の全額を納付しなければならない。 2. 各支払日が到来する前に約款第12条に規定する書面を提出することとなった場合であって日本貿易保険が請求したときは、保険契約者は、当該各支払日にかかわらず、当該請求において日本貿易保険が指定する日までに保険料の全額を納付しなければならない。 3. <u>各支払日までに保険契約者が破産手続開始の決定その他これに準ずる状態に至った場合は、各支払日にかかわらず、保険契約者は当該破産手続開始の決定その他これに準ずる状態に至った日に当該各支払日に係る保険料の全額について納入義務を負うものとする。」</u> 4 <u>第1項の規定にかかわらず、第6条において規定する資金貸付の期間が2年以上となる案件（本邦通貨又は保険料率等規程別表第6(2)に掲げる外貨により償還されるものに限る。）に係る保険契約締結時に納付すべき保険料であって、保険契約者が分割納付を希望し日本貿易保険がこれを認める場合（第2項に規定する場合を除く。）は、</u>当該保険料の額の100分の50を保険契約の締結時に、100分の50を保	

新	旧	備考
る。)に納付する方法により行うことができる。 一 保険契約締結日から5年以内の日 二 <u>海外事業資金貸付金債権等の取得にあっては貸付金等の累計額が</u>予定総額の100分の50以上となる予定の日の前日以前の日、保証債務の負担にあっては保証金額の累計額が保証予定金額の100分の50以上となる予定の日の前日以前の日 5 <u>海外事業資金貸付金債権等の取得に係る案件について、保険契約者が前項で定める方法により保険料を分割納付する旨申し出かつ日本貿易保険が認めたときは、保険契約の締結に際し、次の特約を付すものとする。</u> 「1. この保険契約の申込書に記載された保険料の第2回支払日（以下「第2回支払日」という。）が到来する前に海外事業資金貸付（貸付金債権等）保険約款（以下「約款」という。）第3条各号のいずれかに該当する事由が発生した場合は、保険契約者は、当該第2回支払日にかかわらず、別途、日本貿易保険が指定する日までに当該第2回支払日に係る保険料の全額を納付しなければならない。 2. 第2回支払日が到来する前に約款第12条に規定する書面を提出することとなった場合であって日本貿易保険が請求したときは、保険契約者は、当該第2回支払日にかかわらず、当該請求において日本貿易保険が指定する日までに当該第2回支払日に係る保険料の全額を納付しなければならない。 3. <u>保険契約者について、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算手続開始の各決定又は外国の法令に基づく制度上これに準ずる手続があった場合には、第2回支払日にかかわらず、日本貿易保険からの通知等を要せずに、保険契約者は、日本貿易保険に対する第2回支払日に係る保険料の支払債務について当然に期限の利益を失い、直ちに当該保険料の全額を支払うものとする。ただし、当該期限の利益の喪失後、日本貿易保険は、新たに支払期日を指定することができる。」</u> 6 保証債務の負担に係る案件について、保険契約者が第4項で定める方法により保険料を分割納付する旨申し出かつ日本貿易保険が認め	險契約者が指定した日（以下の各号のいずれにも該当する日に限る。）に納付する方法により行うことができる。 一 保険契約締結日から5年以内の日 二 貸付金債権等の取得にあっては<u>貸付金の累計額が貸付予定総額の100分の50以上となる金額を貸し付ける</u>予定の日の前日以前の日、保証債務の負担にあっては保証金額の累計額が保証予定金額の100分の50以上となる予定の日の前日以前の日 5 貸付金債権等の取得に係る案件について、保険契約者が前項で定める方法により保険料を分割納付する旨申し出かつ日本貿易保険が認めたときは、保険契約の締結に際し、次の特約を付すものとする。 「1. この保険契約の申込書に記載された保険料の第2回支払日（以下「第2回支払日」という。）が到来する前に海外事業資金貸付（貸付金債権等）保険約款（以下「約款」という。）第3条各号のいずれかに該当する事由が発生した場合は、保険契約者は、当該第2回支払日にかかわらず、別途、日本貿易保険が指定する日までに当該第2回支払日に係る保険料の全額を納付しなければならない。 2. 第2回支払日が到来する前に約款第12条に規定する書面を提出することとなった場合であって日本貿易保険が請求したときは、保険契約者は、当該第2回支払日にかかわらず、当該請求において日本貿易保険が指定する日までに当該第2回支払日に係る保険料の全額を納付しなければならない。 3. <u>第2回支払日までに保険契約者が破産手続開始の決定その他これに準ずる状態に至った場合は、第2回支払日にかかわらず、保険契約者は当該破産手続開始の決定その他これに準ずる状態に至った日に当該第2回支払日に係る保険料の全額について納入義務を負うものとする。」</u> 6 保証債務の負担に係る案件について、保険契約者が第4項で定める方法により保険料を分割納付する旨申し出かつ日本貿易保険が認め	

新	旧	備考
たときは、保険契約の締結に際し、次の特約を付すものとする。 「1. この保険契約の申込書に記載された保険料の第2回支払日（以下「第2回支払日」という。）が到来する前に海外事業資金貸付（保証債務）保険約款（以下「約款」という。）第3条各号のいずれかに該当する事由が発生した場合は、保険契約者は、当該第2回支払日にかかわらず、別途、日本貿易保険が指定する日までに当該第2回支払日に係る保険料の全額を納付しなければならない。 2. 第2回支払日が到来する前に約款第12条に規定する書面を提出することとなった場合であって日本貿易保険が請求したときは、保険契約者は、当該第2回支払日にかかわらず、当該請求において日本貿易保険が指定する日までに当該第2回支払日に係る保険料の全額を納付しなければならない。 3. <u>保険契約者について、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算手続開始の各決定又は外国の法令に基づく制度上これに準ずる手続があった場合には、第2回支払日にかかわらず、日本貿易保険からの通知等を要さずに、保険契約者は、日本貿易保険に対する第2回支払日に係る保険料の支払債務について当然に期限の利益を失い、直ちに当該保険料の全額を支払うものとする。ただし、当該期限の利益の喪失後、日本貿易保険は、新たに支払期日を指定することができる。」</u>	たときは、保険契約の締結に際し、次の特約を付すものとする。 「1. この保険契約の申込書に記載された保険料の第2回支払日（以下「第2回支払日」という。）が到来する前に海外事業資金貸付（保証債務）保険約款（以下「約款」という。）第3条各号のいずれかに該当する事由が発生した場合は、保険契約者は、当該第2回支払日にかかわらず、別途、日本貿易保険が指定する日までに当該第2回支払日に係る保険料の全額を納付しなければならない。 2. 第2回支払日が到来する前に約款第12条に規定する書面を提出することとなった場合であって日本貿易保険が請求したときは、保険契約者は、当該第2回支払日にかかわらず、当該請求において日本貿易保険が指定する日までに当該第2回支払日に係る保険料の全額を納付しなければならない。 3. <u>第2回支払日までに保険契約者が破産手続開始の決定その他これに準ずる状態に至った場合は、第2回支払日にかかわらず、保険契約者は当該破産手続開始の決定その他これに準ずる状態に至った日に当該第2回支払日に係る保険料の全額について納入義務を負うものとする。」</u>	
<u>（償還期限確定時における保険料の精算）</u> 第13条 保険契約者は、確定通知書の提出時に当該通知により確定した<u>償還金額及び償還期限</u>に基づき<u>前条に規定する</u>保険料の精算を行う。	<u>（保険料の精算）</u> 第13条 保険契約者は、確定通知書の提出時に当該通知により確定した<u>金額及び期限</u>に基づき保険料の精算を行う。	
第14条 ～ 第18条 （略）	第14条 ～ 第18条 （略）	
<u>（その他の通知義務）</u> 第19条 <u>海外事業資金貸付金債権等の取得の場合で信用危険をてん補しない保険契約</u>にあつては、次の特約を付すものとする。 「海外事業資金貸付（貸付金債権等）保険約款第21条第2項の規定は適用しない。」 2 保証債務の負担の場合で信用危険をてん補しない保険契約にあつては、次の特約を付すものとする。	<u>（その他の通知義務）</u> 第19条 貸付金債権等の取得の場合で信用危険をてん補しない保険契約にあつては、次の特約を付すものとする。 「海外事業資金貸付（貸付金債権等）保険約款第21条第2項の規定は適用しない。」 2 保証債務の負担の場合で信用危険をてん補しない保険契約にあつては、次の特約を付すものとする。	

新	旧	備考
「海外事業資金貸付（保証債務）保険約款第20条第2項の規定は適用しない。」	「海外事業資金貸付（保証債務）保険約款第20条第2項の規定は適用しない。」	
第20条 （略） <u>附 則</u> <u>この改正は、平成26年10月1日から実施する。</u>	第20条 （略）	